

下呂市健康ポイント事業業務委託に係る仕様書

平成30年6月

下呂市

1. 概要

(1) 業務名

下呂市健康ポイント事業業務委託

(2) 業務目的

健康げろ21計画で示される基本的な方向性である健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るためには、運動習慣づくりや食生活習慣の改善等の取組により、生活習慣病の発症予防に努めるとともに、特定健康診査や各種がん検診などの受診により、重症化予防に努めることが重要である。

このことから、市民の健康に対する関心を高め、自ら健康的な生活習慣を実践する行動のきっかけとなるよう、「運動」と「食」をテーマに様々な健康づくり活動で得られるポイントにインセンティブを付与する仕組みを構築し、楽しみながら継続して取組める環境づくりを充実させることで健康寿命の延伸を図るとともに、延いては医療費の抑制を図ることを目的とする。

(3) 業務委託期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 業務の場所

本市が指定する場所とする。

(5) 実施スケジュール

契約締結日～平成30年8月	: 準備期間
平成30年8月	: 平成30年度事業参加者募集（市民に対する）
平成30年9月中	: 事業（ポイント付与）開始
平成31年2月末	: 事業（ポイント付与）終了
平成31年3月	: 商品交換 事業報告

※商品の受け渡し、抽選等は本市で行うため業務委託には含まない。

(6) 参加人数

500人(4月1日現在で20歳以上の下呂市民)

※全参加者が「歩数を計測する機器」を利用

(7) 参加費等

参加者負担1,000円(予定)

(8) 健康ポイントの付与

ウォーキング等による歩数実績や、市開催の健康増進に関連するイベントへの参加、健診の受診、BMI値の改善などに対してポイントを付与。

(9) ポイントと賞品の交換

・ポイントの交換は最小単位1,000ポイントで、以降500ポイント単位で商品と交換する。ただし2,000ポイント上限とする。

※500ポイントに満たない端数ポイントは商品の交換ができない。

※獲得ポイント上位者または、2,000ポイント以上達成者全員を対象に抽選会によ

り別途商品（商品の内容は予定）を提供する。

- ・ポイント交換方法は1,000ポイント以上の参加者は市に対し賞品交換申込書を提出のうえ、指定された期日までに受け取りを行う。
- ・ポイント獲得の対象期間は平成31年2月28日までとする。

2. 業務委託内容

【1. 運動関連業務】

参加者が行う健康に資する運動を推進するため本業務を行う。本業務で納品する物品は、次のとおりとする。

(1) 歩数を計測する機器

参加者に対し、歩数を計測する機器を準備・提供し、参加者の成果に関するデータを集約するとともに、日常的に歩くことを中心とする身体活動を促すこと。

なお、歩数を計測する機器の調達は受託者とし、所有権は本市とする。

①性能

- ・歩数を計測できる機器とすること。
- ・通信機能(方法は任意)を持ち、歩数等に関する記録を容易に収集し電子記録化すること。
- ・収集した記録は、「管理 ICT システム」に情報が反映されること。
- ・軽量であること。
- ・一般的な生活防水以上の防水性もしくは耐水性を備えていることが望ましい。
- ・インセンティブ制度で活用されるため、その歩数計測アルゴリズムや機番特性の相違による機器間誤差を最小限とする必要があることから、歩数を計測する機器は、スマートウェルネスコミュニティ協議会が認証している「SWC 推奨歩数計」を使用すること。

※同協議会の認証基準を満たす同等品でも可とする。

②歩数を計測する機器の台数

500台

③その他

- ・歩数を計測する機器については、事業開始時の測定会等の開催（2回実施予定）において参加者全員に対し、1名につき1個を提供すること。なお、その時点で使用できる状態であること。
- ・個人情報の保護、セキュリティ対策を実施すること。
- ・初期不良と判断できるものについては、無償で交換すること。

(2) 体内の数値を可視化できる機器（台数3台）

参加者自身の体内数値を可視化できる機器を、本市が開催する事業実施前後の測定会で設置、また測定会以外は市が指定する施設に常設するため、測定会参加者及び設置施設利用者が測定できるように準備することとし、要件は次のとおりとする。

※体内数値を可視化できる機器の調達は受託者とし、所有権は本市とする。

①設置場所

- ・測定会：市が指定する市内公共施設 2 箇所（期間中 2 回）
- ・測定会以外：市が指定する市内公共施設 3 箇所（常設）

②性能

- ・以下の項目が測定できること。
（体重・体脂肪率・筋肉量・BMI・基礎代謝量・内臓脂肪レベル・筋肉量左右バランス・
体型判定〔体脂肪率・筋肉量の数値を基準とする〕など）
- ・機器は「型式承認取得品」を使用すること。
- ・測定した記録をその場で「管理 ICT システム」へ収集・集約・集計する機能を有すること。

③その他

- ・参加者の個々の記録を、歩数を計測する機器の記録と紐づけること。
- ・個人情報の保護、セキュリティ対策を実施すること。
- ・初期不良と判断できるものについては、無償で交換すること。

(3) 上記（1）及び（2）、に定める機器と連動し、計測及び測定した結果を通信により送信できる機器。要件は次のとおりとする。

①性能

- ・（1）及び（2）のデータを読み取り、「管理 ICT システム」へ収集・集約・集計する機能を有すること。
- ・参加者が簡単に計測データを送信できるように工夫すること。
- ・個人情報の保護、セキュリティ対策を実施すること。
- ・初期不良と判断できるものについては、無償で交換すること。

②設置場所

- ・市が指定する公共施設等 8 箇所（常設）
- ・不特定の施設等 2 箇所
（屋外での使用も想定するため、持ち出し移動が可能なもの）
※各施設のネットワーク環境が本機器の仕様条件を満たさないことを想定し、モバイルデータ通信とすること。

③その他

- ・初期不良と判断できるものについては、無償で交換すること。
- ・業務委託期間内は、機器故障等運用保守を行うこと。

(4) ネットワーク環境

本業務に関わる公共施設等のネットワーク環境は、基本的には利用しないことを前提とすること。

ただし、受託後、市が提供する各公共施設のネットワーク環境で不具合等が生じることなく利用できると判断される場合は、市と協議のうえ利用を認める場合がある。

(5) その他

「運動」に関するイベント等の開催

- ・参加者の取組み意欲が継続するようなイベント等を企画・開催すること。
- ・イベント等開催の管理は出来るだけ WEB を利用すること。

【2. 「食」関連業務】

本業務は、参加者向けに「食」をテーマに実施する健康増進に寄与する内容のもので、基本的には健康に資する要素を含む、栄養バランスのとれた食事を行うなどの健康的な食生活習慣に繋がる内容とすること。

例えば、健康食に関するセミナーや料理教室の開催、市内飲食店による栄養バランスのとれたメニュー提供の支援など。

なお、上記の例にとられる必要はないが、参加者が興味を持ち、実践できる内容のものを実施すること。

【3. 健康ポイント及び管理 ICT システムの提供】

(1) 健康ポイントの付与

参加者が行う健康増進に資する活動に対し、ポイント付与ができるシステムの構築を図ること。ポイント付与は、歩数実績等による自動付与や管理者（本市）権限による付与等が出来るものとし、その方法については受託者が提案し、市と協議のうえ決定するものとする。

①ポイントの管理

ポイントの記録は「管理 ICT システム」で行い、参加者が閲覧可能であること。

②ポイント付与項目

ポイントを付与する項目は次の4分類を基本とするが、その他のポイントの付与項目や配分については、受託者と市で協議し決定する。

・歩数実績ポイント

ウォーキング等による歩数実績に応じてポイントを付与。1日の中で実績に応じて3段階程度でポイント設定をする（予定）

・健康に関するイベント等への参加ポイント

市が開催する健康セミナーやウォーキングイベント等に対してポイントを付与

・健康診断等の受診ポイント

特定健診やがん検診の受診に対しポイントを付与

・BMI等の改善ポイント

BMI や体脂肪率等の改善に対してポイントを付与

(2) 管理 ICT システム

納品物（1）、（2）を使用した計測結果や健康ポイントなどを蓄積し、参加者個人を認証することにより参加者が過去の計測結果なども含め確認できる WEB サイトを開設するこ

と。WEB サイトは、次の8項目を基本とすること。

- ①メンテナンス時間を除き、すべての時間にアクセスが可能であること。メンテナンス作業時は、閲覧者に分かりやすいメッセージで伝えること。
- ②参加者個人に割り当てられた ID・パスワードにより参加者がログインし閲覧ができること。
- ③歩数状況による参加者ランキング表示ができること。また歩数イベント等を開催した場合、参加状況等を確認できること。
- ④管理者権限による参加者の計測データなどの集計や、健康ポイントの付与、ポイント獲得状況の閲覧等ができること。
- ⑤健康増進に関する情報を参加者へ提供すること。
 - ・情報は、参加者の健康リテラシー向上に寄与するものとする。
- ⑥一般的な PC ブラウザ、スマートフォン、タブレットに最適化された WEB ブラウジングが可能であること。
- ⑦不正アクセス対策、アクセス管理、ログ保存、ウイルス感染対策など ASP サービスとして当然に実施すべき対策を講じること。
- ⑧将来的に参加者数が千人台にも対応可能なシステム構築を行うこと。

【4. その他の業務】

- ①事業プロモーション支援
 - ・事業告知・参加者募集 WEB の作成支援
 - ・参加者募集チラシの作成及び新聞折り込み（12,000部）
 - ・本事業の住民向けプロモーションチラシ等の作成支援
- ②事業開始（キックオフイベント）時の歩数計配布及び測定会の補助
 - ・本業務を実施するに当たり、キックオフイベントとして歩数計の配布及び身体測定会を開催するため、その補助として参加者に対する使用機器の説明やイベント全体の補助を行うこと。
 - ・キックオフイベントは2回（別会場で各1日）とする（予定）。
- ③使用機器等のマニュアル作成と提供
 - ・本業務実施に当たり使用する「歩数を計測する機器」や「体内の数値を可視化できる機器」「管理 ICT システム」等の操作説明マニュアルの作成及び提供を行うこと。
 - ・操作マニュアルをもとに、本市担当職員向けに説明会を実施すること。
- ④データ集計等の支援
 - ・事業の進捗管理上や、市が実施する事業評価等に必要データ集計等を支援すること。

【5. 成果品】

（1）内容

歩数・体組成の測定結果及びアンケートを参加者の総計として集計する。次の集計は必

須とし、他の集計については受託者が提案し、市と協議のうえ決定するものとする。

①参加者属性

男女別年代別参加者数・比率、男女別平均年齢

②歩数変化

男女別月別歩数、年代別月別歩数、開始時と終了時の変化量・変化率

③身体的変化(体重、BMI、体脂肪率、筋肉量、基礎代謝量)

男女別月別平均値、開始時と終了時の変化量・変化率

④アンケート

男女別年代別集計

(2) 提出方法

①冊子10部

報告書、測定結果及びアンケート集計の冊子は、A4版で簡易製本、画像・図面等は適宜カラー印刷とする。

②報告書、測定結果及びアンケート集計を記録したCD-R1式

測定結果及びアンケート集計の電子データは、MSワード等で作成した文書ファイルで、市が再利用できるもの及びPDFファイルとする。

(3) 提出期限

平成31年3月31日

3. 留意事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法(昭和22年4月7日法律第49号)、労働関係調整法(昭和21年9月27日法律第25号)、最低賃金法(昭和34年4月15日法律第137号)その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、第三者に委託することで業務の効率化が図られると市が認めた場合には、業務内容の一部分についてのみ委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、下呂市個人情報保護条例(平成16年3月1日条例第21号)を遵守すること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

4. 著作権

成果物の著作権その他知的財産権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。)は本市に帰属するものとする。ただし、成果物に関し、受託者または第三者が従前より保有する知的財産権については、受託者または第三者に留保されるものとし、本市は、業務目的の範囲内において、契約期間中、自由に使用できるものとする。

5. その他

- (1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、本市担当者と調整を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たって、不明な点や改善の必要があると認められる場合は、本市担当者と協議すること。
- (3) その他必要な事項は、市と受託者が協議のうえ決定する。